

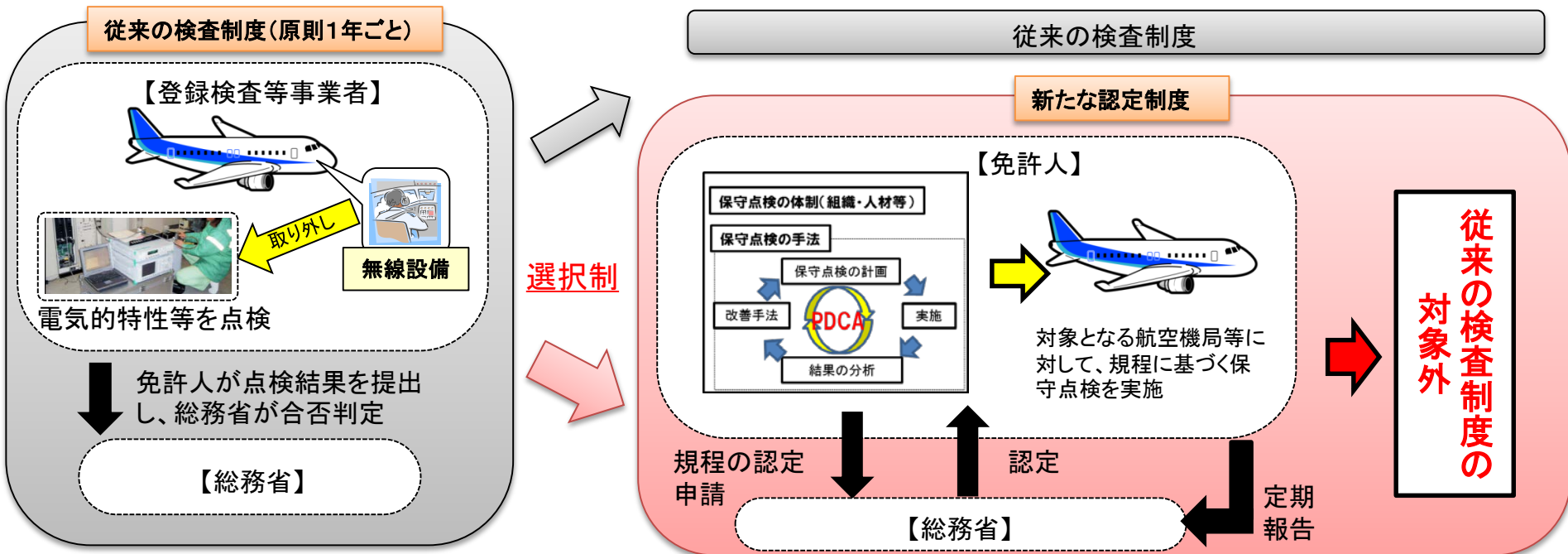
航空機に搭載する無線局の点検その他の保守に 関する実施状況報告等について

平成30年3月1日

航空機局の定期検査等に関する評価会
作業チーム

改正の概要

- ▶ 現在、原則1年ごとの実施が義務付けられている航空機局等の定期検査に代えて、免許人が、無線設備等の点検その他の保守に関する規程を定めて総務大臣の認定を受けることができることとし、当該認定を受けた免許人が開設する航空機局等を定期検査の対象外とする。



今後検討すべき主な課題

航空機局等の電波の質に係る安全信頼性を担保するため、以下の点を中心に検討

- ①無線設備等保守規程の認定に当たっての審査基準（規程に記載すべき内容）の具体化
- ②変更認定、報告義務等の規定の具体化

- 総務省に対する毎年の報告義務(法第70条の5の2第6項)

認定免許人は、無線設備等保守規程に従って行う点検その他の保守の実施状況を総務大臣に毎年報告しなければならない。



航空機局等の電波の質に係る安全信頼性を担保するため、何を報告させるか検討

- 変更の認定(法第70条の5の2第3項、4項)
- 軽微な変更の届出(法第70条の5の2第3項、5項)



省令において変更の認定を要しない軽微事項を規定する必要があり、認定事項と届出事項の区分けを検討

- 認定免許人は、無線設備等保守規程に従って行う点検その他の保守の実施状況を総務大臣に毎年報告しなければならない。(法第70条の5の2第6項)

(報告項目案)

- 一. 無線従事者の資格及び員数の確認の実施状況
- 二. 時計及び備付け書類の確認の実施状況
- 三. 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容及び実装との照合の実施状況
- 四. 電気的特性の試験の実施状況及び実施計画
- 五. 総合試験の実施状況及び実施計画
- 六. 航空機局等に関する点検その他の保守の実施による不具合状況
- 七. 無線設備等の点検その他の保守に関する信頼性管理における処置対策状況

(報告項目案)

- 一. 無線従事者の資格及び員数の確認の実施状況
- 二. 時計及び備付け書類の確認の実施状況
- 三. 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容及び実装との照合の実施状況

(報告内容案)

「無線従事者の資格及び員数の確認」、「時計及び備付け書類の確認」及び「無線局事項書及び工事設計書に記載された内容及び実装との照合」については、これまで総務省又は登録検査等事業者が定期検査時に実施してきた内容について記載することとする。

(報告様式例)

航空機名	免許番号	実施日	確認者(判定員)

(参考)登録検査等事業者規則別表第六号

別表第六号 検査結果証明書の様式(第18条関係)
 検査を依頼した者宛てに証明する検査結果証明書(総合通信局長が、この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

検査結果証明書		年 月 日
検査を依頼した無線局の免許人 宛て		
登録検査等事業者の氏名又は名称(注1)		印
登録の番号		
登録検査等事業者等規則第2条第2項に規定する業務実施方法書に基づき貴所属無線局の無線設備等の検査を行い、当該検査の結果が、下表のとおりであったことを証明します。		
検査年月日(注2)		判定員の氏名及び該当区分(注3)
点検年月日		点検員の氏名及び該当区分(注4)
無線局の種類		免許番号
識別信号		点検場所
検査結果	無線従事者の資格及び員数(注4)	電波法第39条、第40条及び第50条の規定に違反していない。 <input type="checkbox"/> 電波法第39条、第40条及び第50条の規定のいずれかに違反している。
	時計及び書類(注5)	電波法第60条の規定に違反していない。 <input type="checkbox"/> 電波法第60条の規定に違反している。
	無線局の無線設備(注6)	工事設計に合致している。 <input type="checkbox"/> 工事設計に合致していない。
備考		

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 自筆により記載したときは、押印を省略することができる。ただし、法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載し、印は代表者のものとする。

- 2 判定員が判定を行った日とする。
- 3 該当区分は、判定員にあっては別表第4のいずれかに掲げる条件、点検員にあっては別表第1のいずれかに掲げる条件のうち該当するものを「第1号」のように記載すること。
- 4 登録検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。)が、第17条の告示により無線従事者の資格及び員数について検査を行った場合において、不可に該当する事項がない場合は、「電波法第39条、第40条及び第50条の規定に違反していない。」にレ印を入れること。
- 5 登録検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。)が、第17条の告示により法第60条の時計及び備付書類等について検査を行った場合において、不可に該当する事項がない場合は、「電波法第60条の規定に違反していない。」にレ印を入れること。
- 6 登録検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。)が、第17条の告示により無線設備の検査について検査を行った場合において、不可に該当する事項がない場合は、「工事設計に合致している。」にレ印を入れること。
- 7 包括免許に係る特定無線局の検査の場合は、「識別信号」とあるのは、「特定無線局の番号」とする。

(報告項目案)

五. 総合試験の実施状況及び実施計画

(報告内容案)

総合試験は、無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断することを目的として実施するものである。そこで、すべての無線設備について総務省令で定める期間内に試験が実施されているかどうかを確認するとともに、次回の試験の予定も把握する必要があることから、以下のとおりとする。

- 「航空機名」、「免許番号」、「実施日」、「確認者(判定員)」及び「実施計画(年度)」を記載。
- 総務省令で定める基準適合性の確認の最大間隔は5年であることから、過去5年度分の実施状況及び今後5年度分の実施計画を記載(ELT、ATCTランスポンダについては確認間隔がそれぞれ最大1年、2年であることから、当該年度分の実施状況及び実施計画を記載)。
- ELTについては、「型式番号」、「製造番号」及び「個体識別コード」を併せて記載。

(報告様式例(総合試験))

航空機名	免許番号	実施日	確認者 (判定員)	実施計画 (年度)	備考

(報告項目案)

六. 航空機局等に関する点検その他の保守の実施による不具合状況

(報告内容案)

通常、運航中及び検査時に確認している項目のうち、「通信不能や他の通信に影響を及ぼす事象に繋がった不具合」及び「通信不能や他の通信に影響を及ぼすことはなかったが、このまま使用を継続すると影響を及ぼす事象に繋がった不具合」の件数を、すべての無線設備について、その型式ごとに計上する。また、各年度の年間飛行時間も併せて記載することにより無線設備の不具合発生率等を把握する。

本データについては、匿名化処理を行った上で無線設備の型式ごとに集計し、認定免許人のみならず広く公開することを目指す。

(報告様式例)

無線設備名	無線設備の型式	実施年度	年間飛行時間	不具合件数	管理値 又は目標値	備考

(報告項目案)

七. 無線設備等の点検その他の保守に関する信頼性管理における処置対策状況

(報告内容案)

六で報告した不具合について、その不具合内容、原因及び処置状況について記載する。また、信頼性の確保のために適切な対策を実施した場合には、その理由と方法を記載する。

本データについては、匿名化処理を行った上で無線設備の型式ごとに集計し、認定免許人のみならず広く公開することを目指す。

- 認定免許人は、当該認定を受けた無線設備等保守規程を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認定を受けなければならない。ただし、**総務省令で定める軽微な変更**については、この限りでない。(法第70条の5の2第3項)

無線設備等保守規程の各項目において想定される軽微な変更を次ページ以降で示す。

(規程項目) ※「航空機局の定期検査等に関する評価会第7回」(H29.11.30)における意見反映版

- 一. 無線設備等の点検その他の保守を行う無線局の免許番号及び航空機名
- 二. 無線設備等の点検その他の保守を行う施設の概要
- 三. 無線設備等の点検その他の保守を行う組織の概要及びその最高責任者の概要
- 四. 無線設備等の点検その他の保守の信頼性管理の目標値又は管理値
- 五. 無線設備等の点検その他の保守の実施方法
- 六. 無線設備等の点検その他の保守の間隔
- 七. 無線設備等の点検その他の保守に関する品質管理の概要
- 八. 無線設備等の点検その他の保守に関する技術管理の概要
- 九. 無線設備等の点検その他の保守に関する信頼性管理における分析と処置対策の概要

一. 無線設備等の点検その他の保守を行う無線局の免許番号及び航空機名

(想定される変更事項)

- 無線局の免許番号

(軽微な変更とする理由)

航空機の定置場の変更により無線局を所管する総合通信局が変更となることに伴う無線局の免許番号の変更は、点検その他の保守の内容に影響を与えるものではないため軽微な変更とすることが適当である。

二. 無線設備等の点検その他の保守を行う施設の概要

(想定される変更事項)

- 無線設備等の点検その他の保守を行う施設の住所

(軽微な変更とする理由)

施設の移動がない場合で、市町村合併等により生じる住所変更は、点検その他の保守の内容に影響を与えるものではないため軽微な変更とすることが適当である。

三. 無線設備等の点検その他の保守を行う組織の概要及びその最高責任者の概要

(想定される変更事項①)

□ 点検その他の保守を行う組織の最高責任者の氏名、役職名

(軽微な変更とする理由)

点検その他の保守を行う組織の最高責任者の交代は、点検その他の保守を行う能力に影響を与えるものではないため、軽微な変更とすることが適当である。

(想定される変更事項②)

□ 点検その他の保守を行う組織の名称

(軽微な変更とする理由)

点検その他の保守を行う組織の名称の変更は、点検その他の保守を行う能力に影響を与えるものではないため、軽微な変更とすることが適当である。

六. 無線設備等の点検その他の保守の間隔

(想定される変更事項)

□ 無線局の基準適合性の確認間隔

(軽微な変更とする理由)

総務省令で定めている間隔内での変更であれば、電波の質に係る安全信頼性を低下させる変更ではないため軽微な変更とすることが適当である。